

当薬局を利用されるみなさまへ

- 調剤管理料及び服薬管理指導料について
当薬局は、服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、調剤基本料Ⅰを算定する薬局です。
- 当薬局は、処方せんによる医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さん宅を訪問して服薬指導等を行う「在宅患者訪問薬剤管理指導」届出薬局です。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、後発医薬品調剤体制加算Ⅱを算定する薬局です。後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っています。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、医療DX推進体制整備加算を算定する薬局です。
- 当薬局は、オンライン資格確認等システムを通じて患者さんの診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。
- 当薬局は、マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 当薬局は、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、医療情報取得加算を算定する薬局です。
- 当薬局は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 当薬局は、来局した患者さんに対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤等を行っています。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、連携強化加算を算定する薬局です。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、調剤管理加算を

算定する薬局です。

- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、特定薬剤管理指導加算 2 を算定する薬局です。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料を算定する薬局です。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、服薬調整支援料 2 を算定する薬局です。
- 当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。
- 当薬局では、健康に関するご相談を承っております。
「薬」のこと「健康」のこと、薬剤師にお気軽にご相談下さい。

アーク調剤薬局 長坂店